

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 6 年 8 月 5 日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構

指宿医療センター 院長 鹿島 克郎

1 競争に付する事項

- (1) 件名 調理補助者派遣契約
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書、仕様書による
- (3) 履行期間 令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日
- (4) 履行場所 独立行政法人国立病院機構指宿医療センター 指定場所
- (5) 入札方法
 - ①入札金額は、履行にかかる一切の費用を含めた額とし、時間単価を記載すること。
 - ②契約交渉権者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは切り捨てるものとする）をもって契約交渉権者決定とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額（税抜き金額）を入札書に記載すること。
 - ③独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という）第 22 条の規定に基づき単価契約とする。

2 競争に参加する者に必要資格に関する事項

入札参加の条件は、次のとおりとする。

- (1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第 5 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 契約細則第 6 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の A、B、C 又は D の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 契約細則第 4 条の規程に基づき経理責任者が定める資格を有する者であること。
- (5) 開札日までの期間に独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 独立行政法人国立病院機構指宿医療センター調理補助者派遣契約の仕様書

に定める条件を満たすものであること。

- (7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の許可を受けて労働者派遣事業を行うものであることを証明できるものであること。

【参考】契約細則については、独立行政法人国立病院機構ホームページ内にて確認できる。
(<https://nho.hosp.go.jp/files/000129605.pdf>)

3 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
鹿児島県指宿市十二町4-1-45
独立行政法人国立病院機構指宿医療センター 企画課契約係
電話番号 0993-22-2231 内線 615
- (2) 入札書の提出場所及び期限
提出場所は、上記と同じ場所
入札書の提出期限は、令和6年8月21日(水) 12時00分
- (3) 開札の場所及び日時
令和6年8月22日(木) 11時00分
独立行政法人国立病院機構指宿医療センター 大会議室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
- (2) 契約保証金
免除
- (3) 入札者に要求される事項
入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から調達内容に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 契約の相手方の決定方法
契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格で、有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。
第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉を行い、契約価格を決定する。
ただし、交渉が不調となった場合、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行

う事が出来る。契約価格が決定した場合にその者を契約の相手方とする。

(7) 契約に係る情報の公開

独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第26条の2に基づき、公表基準（該当契約品目にかかる予定価格が100万円（賃借料又は物件の借り入れの場合は80万円））を超える契約を締結した場合には、契約締結の日の翌日から起算して72日以内に次に掲げる事項を当院が当院ホームページにおいて公表しなければならない。（公表期間は契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日まで行うものとする。）

- ・ 物品等若しくは役務の名称及び数量
（複数品目を契約締結した場合の記載例 商品A外〇点）
- ・ 契約を締結した日
- ・ 契約の相手方の氏名及び住所
- ・ 契約金額（年間予定数量に単価を乗じた額）
- ・ その他必要な事項

(8) 詳細は入札説明書による。